

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第22条の規定に基づいた学校等における児童等の安全の確保に関する指針（平成16年3月31日制定）の一部を次のとおり改正する。

令和4年8月15日

沖 縄 県 知 事 玉城 康裕
沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満
沖縄県公安委員会委員長 比嘉 梨香

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第22条の規定に基づき、学校等における児童等の安全を確保するために行う必要な方策に関することを定め、もって学校等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 運用方針等

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「設置者等」という。）が努力すべき有効な方策を示すものである。
- (2) この指針は、法令、関係条例等を踏まえ管理体制の整備状況など学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 学校等における安全対策推進体制の整備

警察等関係機関の職員、保護者、地域ボランティア等の協力を得て、学校等の実情に応じた会議等を設置し、児童等の安全対策の推進に努めるものとする。

2 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次の対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 門扉の施錠等の措置
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板等の設置
- (4) 来校者等用の入口及び受付の明示
- (5) 来校者等に対する名簿への記入及び来校証の使用の要請
- (6) 来校者等への声掛けの励行

3 施設設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次の施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 校門、フェンス、外灯、窓、出入口、施錠設備等
- (2) 教室、職員室等の配置
- (3) 死角の原因となる障害物
- (4) 防犯カメラ、テレビインターホン等の防犯設備
- (5) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、非常通報装置等の防犯設備

4 安全確保についての体制の整備

教職員等による体制の整備のほか、保護者、地域のボランティアその他関係機関とも連携して次の対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の敷地内及び外周の巡回
- (2) 学校等の開放時における安全確保のために必要な人員の配置
- (3) 地域や学校等の実情に応じた警報用ブザーの教職員及び児童等への貸与又は配布

5 安全教育の充実

児童等が、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害に遭わないための知識の修得や様々な危険の予測ができる能力を育成するため、学級活動、学校行事等の機会を活用して、計画的に学習できるよう努めるとともに、次の取組の実施に努めるものとする。

- (1) 不審者の侵入時における対処方法を習熟させるための避難訓練
- (2) 地域における危険箇所、子ども110番の家等の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (4) 地域社会の安全について、児童等が主体となって学ぶ教育

6 緊急時に備えた体制整備

近隣に危険な状況の発生に関する情報がある場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて、危険管理マニュアルを策定するとともに、地域住民及び関係機関と連携して、次の対策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策を実施するものとする。

- (1) 安全管理を徹底するための教職員に対する指導、研修、訓練等
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合の情報収集、通報、保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請、登下校等の方法の決定等
- (3) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における侵入阻止・排除体制及び連携体制の確立、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
- (4) 警察及び消防の協力の下、教職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、応急手当の訓練等
- (5) 遠足等、学校等外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (6) 近隣の学校等間における情報提供体制の整備

7 保護者、地域住民、関係団体等との連携

保護者、地域住民、関係団体等と連携し、児童等の安全確保につながる次の方策の実施に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民、関係団体等への協力依頼
 - ア 保護者、ボランティア等による登下校時のパトロール等
 - イ 学校支援ボランティア活動（学校等の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材、団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。）との連携
 - ウ 不審者発見時の警察及び学校等への通報
- (2) 注意喚起文書等の各家庭への配布、地域での提示等速やかな周知体制の整備
- (3) 子ども110番の家の拡大に向けた関係機関への働きかけ

8 警察署、消防署等との連携

警察署、消防署その他関係機関との連携を強化し、児童等の安全確保のための情報交換に努めるとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) 学校等の敷地内及び外周の巡回及び安全確保の協力依頼
- (2) 管轄警察署の協力による安全教室、護身術等の防犯訓練等

(3) 緊急時の連絡体制の確立

